

ガソリン携行缶を使用する際はご注意ください！

◆ ガソリンの特性

- ・ ガソリンの引火点(着火する最低温度)は -40°C 程度と低く、小さな火でも爆発的に燃え上がる物質(軽油、灯油は 40°C 程度)です。
- ・ ガソリンの蒸気は、空気より重いため、広範囲に滞留し、穴やくぼみなどに溜まりやすく、離れたところにある思わぬ火源(ライター等の裸火、静電気、衝撃の火花、電気製品のモーター等)によって引火する危険性があります。
- ・ ガソリンは、電気的不良導体であるため、流動の際に発生した静電気を蓄積しやすく、静電気による着火危険性が高い物質です。

◆ ガソリンを保管、取扱いする際の留意事項

- ・ ガソリンの容器は、消防法令で定める強度や材質等の基準に適合した金属携行缶等を使用して下さい。(※灯油用ポリエチレン缶は危険ですので決してガソリンを入れないで下さい。)
- ・ ガソリン携行缶を長期保管のために使用することは、ガソリンが変質するおそれ等がありますので極力控えて下さい。また、保管場所の状況によっては、内圧等により容器が変形するおそれがありますので、その際は使用を止めて下さい。
- ・ ガソリン携行缶から可燃性の蒸気が漏れ出さないよう、常時密栓するとともに、火気や火花を発生する機械器具等から離れた、直射日光の当たらない、通風、換気の良い場所で保管や取扱いを行って下さい。
- ・ ガソリン携行缶を使用する際には、開口前のエア抜き等、取扱説明書などに書かれた注意事項を厳守し、こぼれ、あふれ等がないよう細心の注意を払い取り扱って下さい。また、静電気による着火を防止するため、地面に容器を直接置くなど静電気の蓄積を防ぐ対策を行って下さい。なお、付近に粉末消火器等の油火災に適した消火器具を必ず準備して下さい。
- ・ 稼働中の機器等へのガソリンの給油(継ぎ足し)は決して行わないで下さい。
- ・ ガソリンを漏らした場合は、少量であっても回収、除去を行うとともに周囲での火気等の使用を禁止し、立入りを制限するなどの対応が必要です。また、衣類や身体に付着した場合は、直ちに衣類を脱いで大量の水と石鹼で洗い流して下さい。



ガソリンの保管に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



基準適合表示の例
(消防法令の基づく試験に合格した容器に表示)



ガソリンの保管に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)